

## 中池見湿地から見た制度的な課題とモニタリング調査の必要性

吉田 正人(筑波大学大学院教授、IUCN 日本委員会会長)

### 中池見湿地における北陸新幹線計画の経緯

中池見湿地は敦賀市中心部に近いという里山的性格から、さまざまな開発圧力にさらされてきた。1992年には大阪ガスによる液化天然ガスのガス基地計画が公表され、1996年には環境影響評価書が提出された。北陸新幹線計画は1996年に公表され、2002年には環境影響評価書が提出された。その後、2002年に大阪ガスが基地計画を中止し2005年に所有地を敦賀市に寄付すると、2005年に北陸新幹線はそのルートをより中池見湿地に近いルートに変更して事業認可申請が行われた（しかしこの時点では事業認可はされず、変更ルートも公表されなかった）。

一方、中池見湿地の泥炭地としての歴史的価値、自然的価値が見直され、ラムサール条約登録湿地とする機運が高まり、2012年3月には越前加賀海岸国立公園に、7月にはラムサール条約登録湿地となった。ところが登録直後の8月には、鉄道運輸機構（JRTT）から国立公園やラムサール条約登録湿地となった中池見湿地を横断するルートが、登録直前に認可されていることが発表された。

### 北陸新幹線計画から見た制度的な課題

このような背景にある環境アセスメント上の問題点として、1) 環境影響評価書の確定後であっても新幹線の場合、300m以内のルート変更は「軽微な変更」として認められていること、2) 「軽微な変更」であるかどうかの判断は事業者自らが言い、環境省に対して変更通知義務がないこと、3) 環境影響評価書確定後、10年経ってしまうと生物多様性の状況が大きく変わっている可能性があることが指摘される。

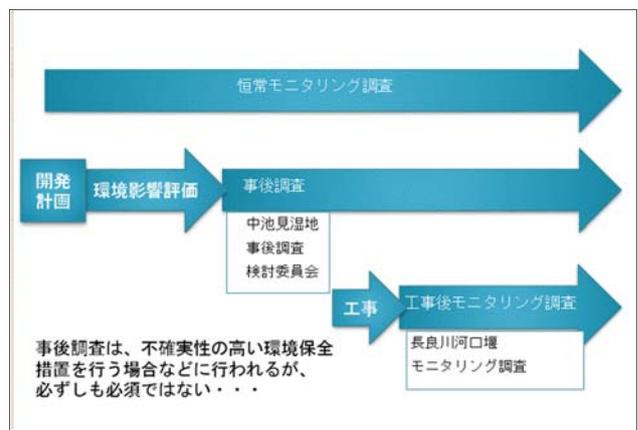
さらに行政間のコミュニケーションの問題として、事業者であるJRTTと国土交通省、環境省、福井県、敦賀市等の関係者のコミュニケーションが不十分で、ラムサール条約登録湿地を守るという国際的責務が果たされていないことが挙げられる。またラムサール条約登録湿地を担保するための制度として国立公園がふさわしいのか疑問が呈された。

環境影響評価法に関しては、環境影響評価書確定後の計画変更にあたっては環境大臣への報告を義務づけ、影響が低減される変更であることが明らかであると判断できない場合は、専門家による検討を義務付ける制度変更が必要である。環境影響評価書確定後、例えば5年以内に事業認可されない場合は、環境影響評価をやり直したり、補足調査を義務付ける必要がある。

自然公園法に関しては、ラムサール条約等の国内的担保措置として国立公園を該当させている場合は、開発行為の許認可にあたって、都道府県知事は環境大臣の意見を求めなければならないものとする、などの制度変更が必要である。

### モニタリング調査の重要性

モニタリング調査といっても、恒常的なモニタリングと環境影響評価の事後調査のような事業に伴う事後モニタリング調査の二つがある。また事後モニタリング調査には、中池見湿地のように環境影響評価書確定後（工事着工前）に行う事後調査と、長良川河口堰のように工事完了後、その影響を調査する工事後モニタリング調査がある。環境影響評価における事後調査は、不確実性の高い環境保全措置を実施する場合に行われるが、大臣意見で求められることがなければ、必ずしも自動的に行われるわけではない。



図：モニタリング調査の種類

中池見湿地付近環境事後調査検討委員会も、北陸新幹線（南越（仮称）・敦賀間）の環境影響評価書に対する国

土交通大臣と環境大臣の意見で、「計画が具体的に確定し、詳細な構造および施工計画を検討するにあたって、希少な動植物について、専門家等の意見を踏まえ、必要とされる調査を実施し、生息・生育環境に対する影響が最小限となるよう適切な保全対策を講じること」という意見がついたことが検討委員会設置の根拠となっている。

2013年11月から2015年3月まで、事後調査ならびに検討委員会における検討が行われ、2015年5月、JRTTは北陸新幹線のルートをもとに2002年の環境影響評価時のルートに近いルートに再変更し、国土交通大臣からルート変更認可を得た。

北陸新幹線（中池見湿地付近）環境事後調査検討委員会

2013年11月 第1回環境事後調査検討委員会

認可ルート周辺の環境影響を検討（1年半）  
ラムサール条約事務局長、中池見訪問（2014.4）

2014年7月 第2回環境事後調査検討委員会

2014年12月 第3回環境事後調査検討委員会

マーセルシルビウス氏を招きシンポジウム(2014.12)

2015年3月 第4回環境事後調査検討委員会

アセスルートの方が水文、自然環境への影響は小さい  
アセスルートに変更し、影響を回避、低減すべき

2015年5月 事業者(JRTT)からルート変更の公表  
国土交通大臣のルート変更認可

図：事後調査検討委員会の経過

モニタリング調査による順応的管理の必要性

中池見湿地のモニタリング調査はこれで終わるわけではない。検討委員会においても水文環境に与える影響については予測しきれない部分もあり、工事中、工事後もモニタリング調査を行い、順応的管理を行う必要がある。

長良川河口堰のモニタリング調査の場合、1995年に長良川河口堰の運用が決定される前から、市民グループによる長良川河口堰事業モニタリング調査グループが設立され、建設省が設置した長良川河口堰モニタリング委員会と同時平行でモニタリング調査を行い、運用開始5年後、10年後に検証が行われている。

このような経験から、中池見湿地の場合も、工事中、工事後にまたがって、モニタリング調査を実施し、専門家による検討を行い、適切な対応をとる必要がある。また事業者のモニタリング調査と平行して、市民団体がモニタリング調査を行い、結果をつきあわせて議論することが必要である。

長良川河口堰モニタリング調査委員会

- 1988 長良川河口堰本体工事着工
- 1989 NACSJ 河川問題調査特別委員会、長良川河口堰問題専門委員会設置、河川基金開設
- 1990 北川環境庁長官現地視察、追加調査実施決定
- 1993 五十嵐建設大臣現地視察、環境調査実施表明
- 長良川河口堰事業モニタリング調査グループ（市民グループ）
- 1995.3 河口堰完成、長良川河口堰円卓会議開催
- 1995.7 野坂建設大臣運用決定、ゲート操作開始、モニタリング調査決定
- 1995.9 建設省、長良川河口堰モニタリング委員会設置
- 1997.6 河川法改正、治水、利水に環境が加わる
- 1999.7 NACSJ 「長良川河口堰が自然環境に与えた影響」
- 2000.3 建設省、長良川河口堰モニタリング委員会提言
- 2000.7 NACSJ 「河口堰の生態系への影響と河口域の保全」
- 2005.3 国交省、ダム等フォローアップ委員会、10年の評価
- 2010.3 NACSJ、長良川河口堰モニタリンググループ「長良川河口堰運用後10年の環境変化とそれが地域社会に与えた影響」

図：長良川河口堰におけるモニタリング調査